

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める  
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示  
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 中漁業付加価値向上対策事業の次の項に次のように加える。

浜の活力再生施設整備事業	浜の活力再生プランに基づく事業に要する経費	鹿屋市漁業協同組合	水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知)に基づくもの	補助対象経費の2分の1以内で予算で定める額以内	
--------------	-----------------------	-----------	---	-------------------------	--

表第1 中水産競争力強化緊急施設整備事業の項「水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知)及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領(平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知)」を「水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知)」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。